

## 生活排水対策の条文見直し【第15条関係】

## 改正内容

浄化槽に係る排水処理技術が向上していることを踏まえ、浄化槽の整理統合を推進する規定を削除する。

## (1) 現協定における生活排水対策に係る規定内容（協定第15条）

浄化槽の整理統合及び高度処理方式の導入に努めることを規定

(昭和49年公害防止協定の締結当時、小規模のし尿浄化槽では十分な処理能力が得られず、し尿浄化槽の整理統合により、処理能力が高い規模の大きなし尿浄化槽への転換促進が必要であった背景による。)

## (2) 浄化槽法の改正及び浄化槽技術の進歩

- 浄化槽法の改正による合併処理浄化槽（し尿に加えて、雑排水(台所・浴室)も併せて処理可能)の設置義務づけ（平成13年4月1日以降）
- 小規模な浄化槽の処理能力向上、窒素又はりんが可能な高度処理型の普及

浄化槽に係る環境負荷低減の施策の方針は、「規模の大きな浄化槽への転換」による処理能力の向上から変化し、「環境負荷の低い高度処理型浄化槽への転換」による閉鎖性水域の富栄養化対策に重点を置いている。

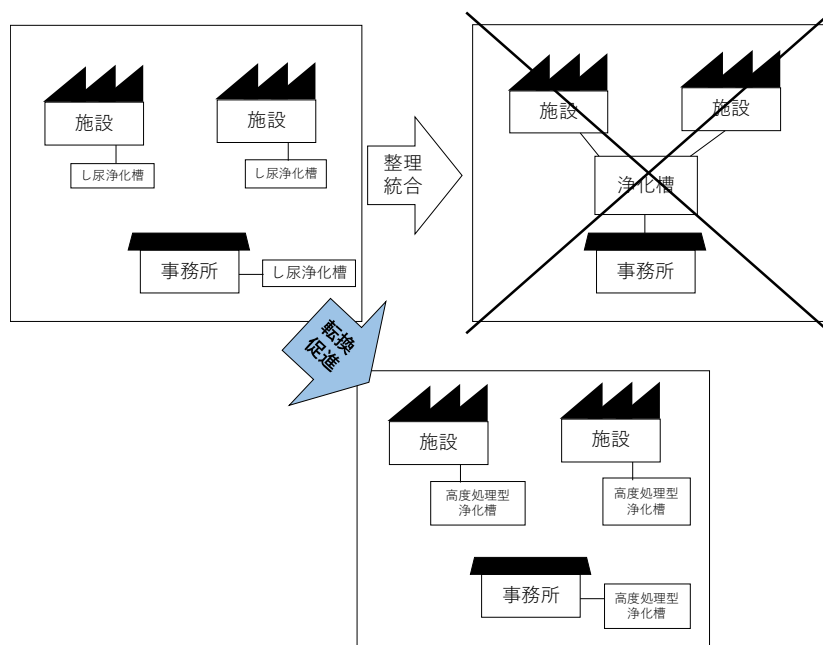


図 改正のイメージ